

公共工事の入札契約制度の改善について

公共工事の入札契約制度に関し 建設産業戦略会議において指摘された主な課題

課題① ダンピング対策

課題② 適正な競争環境の整備

課題③ 適正な事務負担

課題④ 発注者の責務

課題⑤ 適正な価格による契約

課題⑥ 支払いの透明性の確保

※本日御議論をお願いしたい課題

○ 低入札価格調査基準価格は、入札参加者の応札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされない(品質が確保されない)おそれがあると認められる水準である。

ー 直轄では、契約金額と品質データとの関係を調査した上で、平成20年4月、21年4月、23年4月と3度にわたり、その水準を引き上げている。

ー 地方公共団体に対しても、入契法に基づく要請において、同水準を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すことを求めている。



御議論いただきたい事項

○ 個々の発注工事にとどまらず、将来にわたって公共工事の品質を確保していくためには、方策2012で示された「企業の施工力の継続性や人材確保に配慮を行うことが発注者の責務である」とする考え方を踏まえて、調査基準価格算定において加味すべき要素が考えられないか。

○ 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)

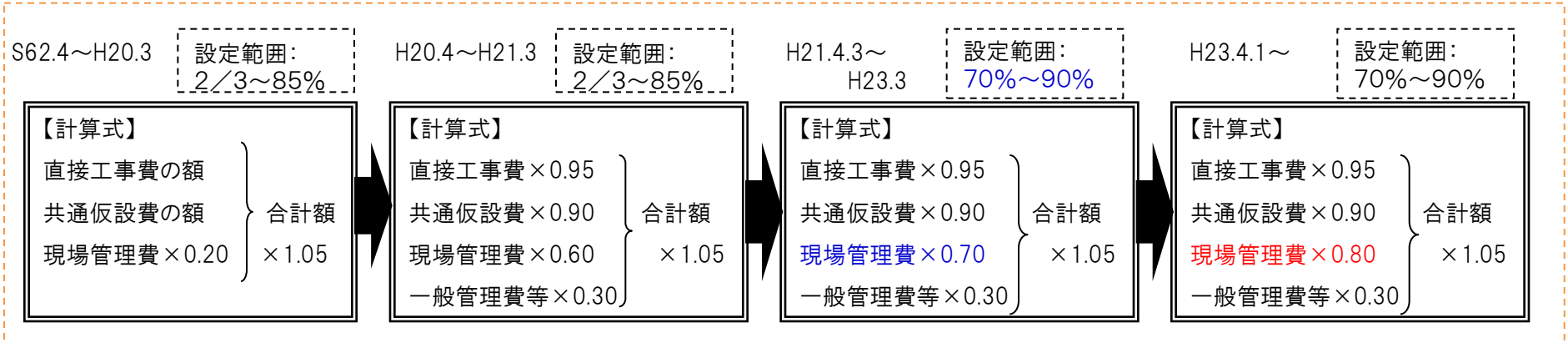
第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、…予定価格の制限の範囲内で…最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、…相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、…予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

○ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手續)

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項 ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

○ 低入札価格調査における基準価格の引き上げの経緯



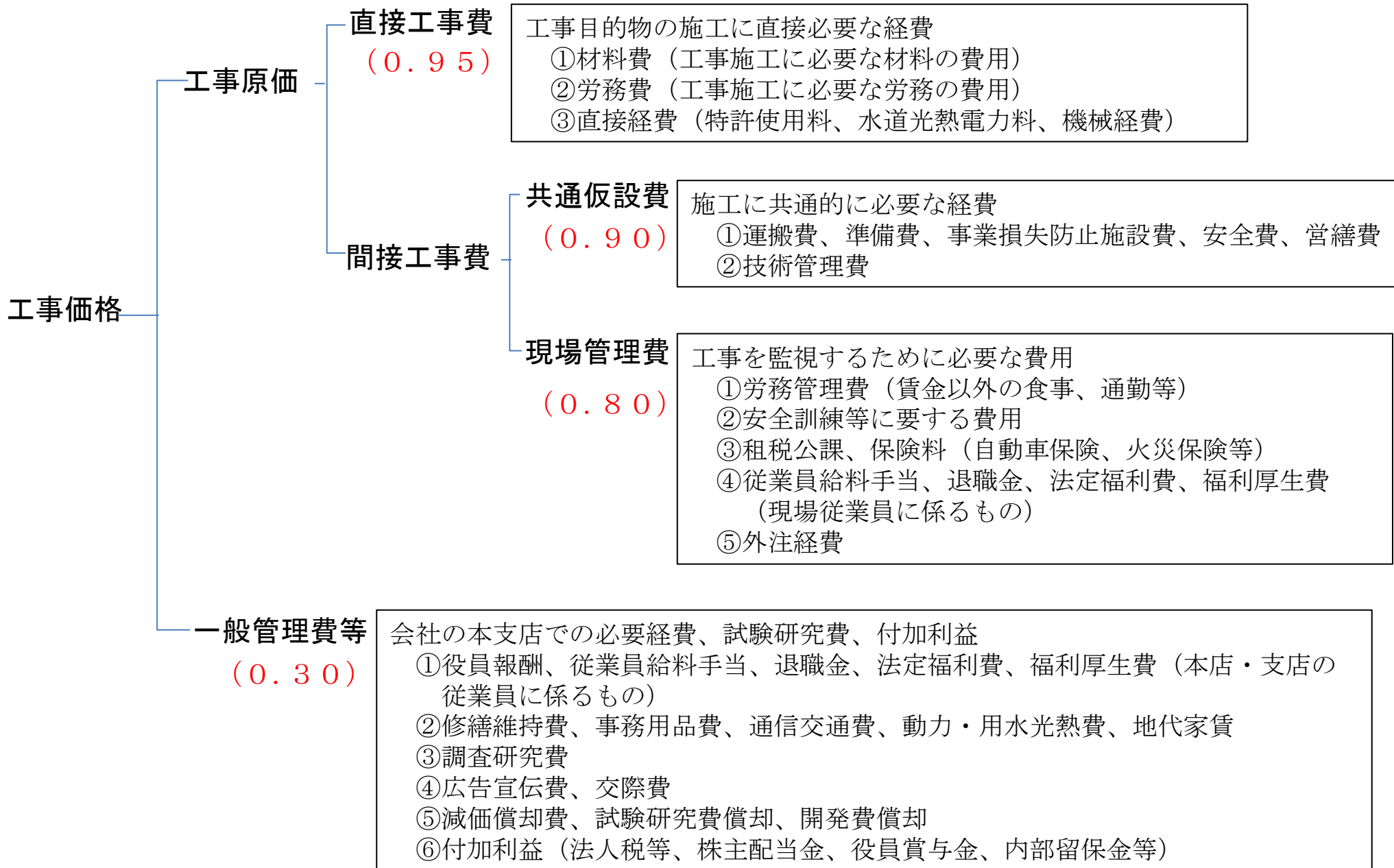
○ 建設産業の再生と発展のための方策2012（平成24年7月10日 建設産業戦略会議）（抜粋）

将来の地域社会を考慮した公共調達の基本理念の明確化

社会インフラの適切な維持更新、災害時の対応を含め、現在及び将来における国民生活の安全・安心を確保するために、将来にわたって公共工事の品質を確保することが必要であり、地域建設企業の疲弊が進む中において、将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業を構築することが、社会資本の維持更新を負託された「国民の命と暮らしを守る」国・地方公共団体としても急務である。現在の品質確保の考え方は、個々の発注に係る工事が適正に施工され、品質の確保が図られること等を目的としているが、それに加え、企業の施工力の継続性や人材確保への配慮を行うことが発注者としての責務であることを、将来の地域社会を考慮した公共調達の基本理念として、明確化することが必要である。

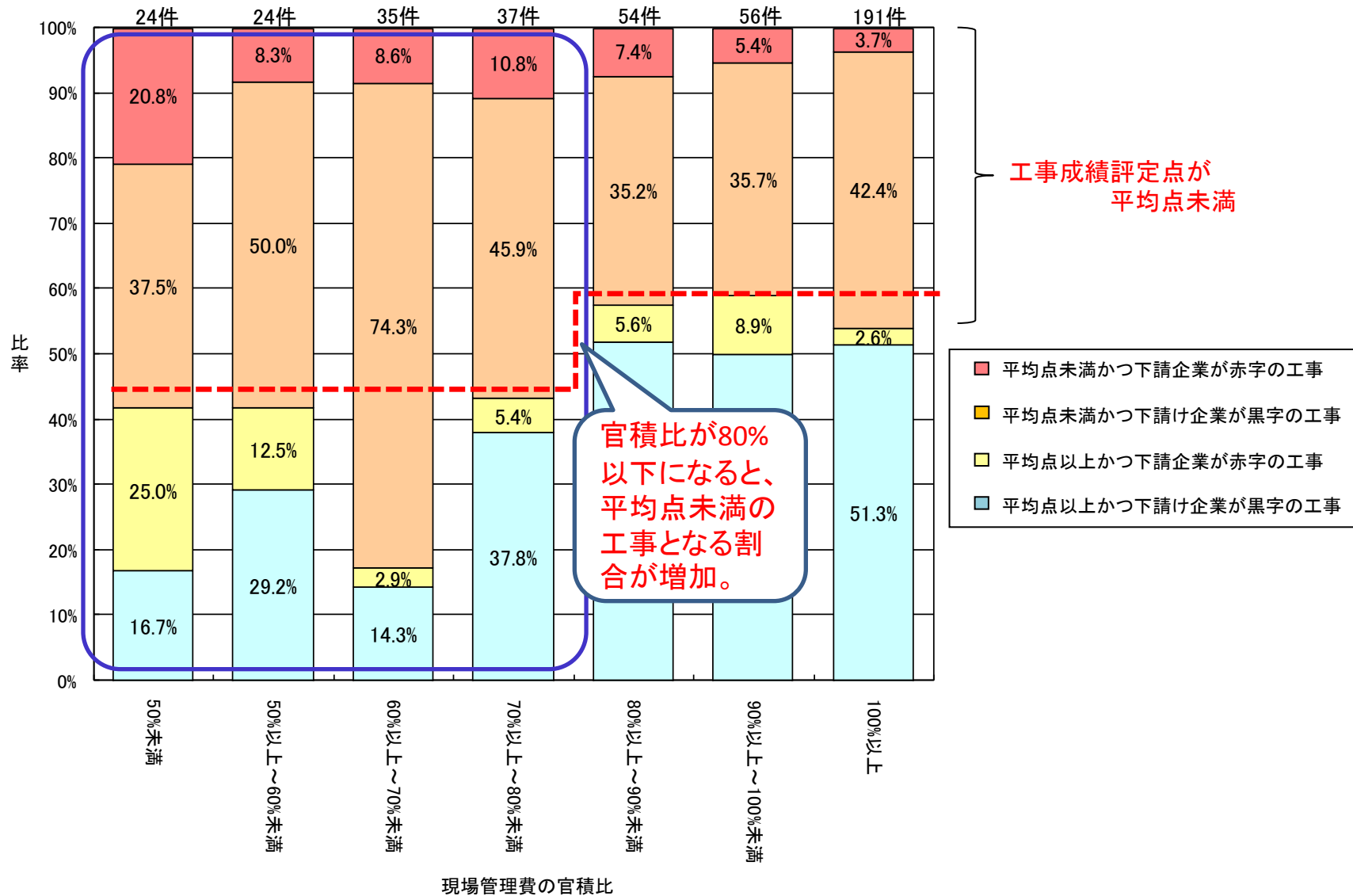
○ 公共土木工事の積算体系

※赤字は調査基準価格の算定式における算入率

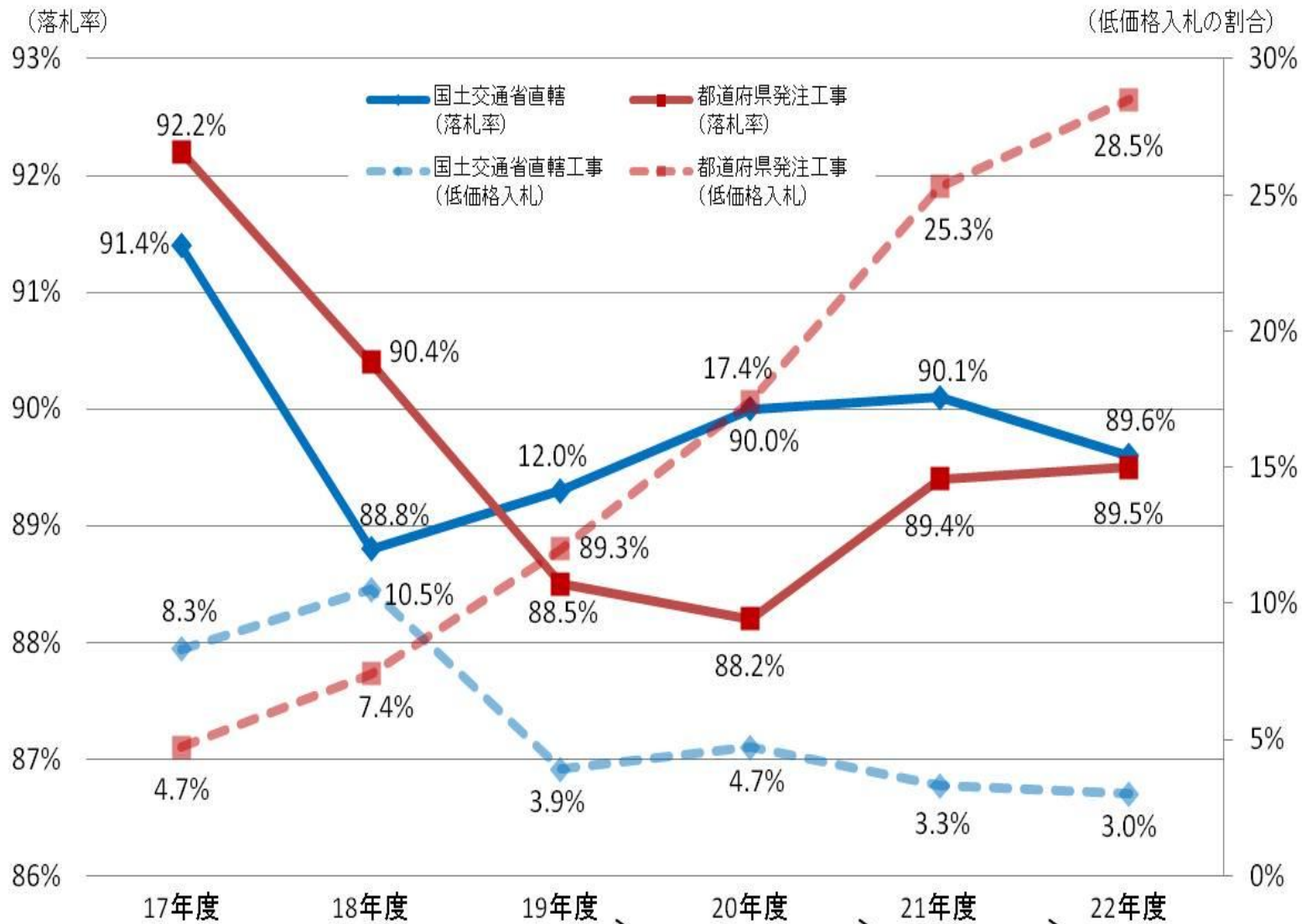


○ 平成23年4月の基準価格引き上げの考え方

現場管理費の官積比が80%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が増加。



○ 落札率(実線)及び低価格入札の発生率(点線)の推移



※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

※2 国土交通省直轄工事の落札率:8地方整備局で契約した工事
(平成17年度までは港湾空港関係除く)

※3 国土交通省直轄工事の低価格入札の発生率:8地方整備局で契約した工事
(港湾空港関係除く)

H19.1 特別重点調査の試行
H20.4 調査基準価格引き上げ
H21.4 調査基準価格引き上げ

○ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況(平成23年9月1日現在)

	都道府県	政令市	市区町村
両制度併用	42団体	19団体	440団体
低入調査のみ	5団体	0団体	163団体
最低制限のみ	0団体	0団体	865団体
両制度未導入	0団体	0団体	254団体(14.8%)

○ 低入札価格調査における排除率(平成21年度実績)

	調査基準 価格を設定した件数 (A)	排除した 件数(B)	排除した 割合 (B)/(A)
都道府県	18,018	2,123	11.8%
指定都市	4,216	207	4.9%
市区町村	31,208	847	2.7%
合計	53,442	3,177	5.9%

(参考)

最低制限 価格を設定 した件数 (C)	排除した 件数(D)	排除した 割合 (C)/(D)
90,355	22,366	24.8%
16,585	6,438	38.8%
112,000	23,121	20.6%
218,940	51,925	23.7%

○ 失格判断基準価格の導入状況(平成23年9月1日現在)

34道府県(72.3%)、14政令市(73.7%)、303市区町村(50.2%)
 ※低入札価格調査制度を導入している発注機関に占める割合

○ 見積書の活用による入札価格の確認

入札に際して見積書を取ることで、発注者は、談合等の不正行為が行われていないかを確認するとともに、自ら見積もりをしているか確認することによりダンピング防止を図っている。

・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案に対する附帯決議

(平成12年11月8日衆議院建設委員会)

三 公共工事の入札及び契約に関し、不良不適格業者の参入を排除し、あわせて談合等の不正行為やダンピングの防止を図る観点から、発注者は、入札に参加する者に対し、対象となる工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。

・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

⑥ その他

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。なお、談合の疑いがある場合等においては、原則として、入札金額の内訳の提出を求めるものとする。

○ 公共工事の予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることとされている。予定価格の積算に使われる労務費は毎年10月に、資材費は毎月実態調査し、その平均値を実例価格として予定価格に反映させている。

- ・実勢価格の急激な上昇やばらつきなど、市場価格は幅を持つものなのではないか。
- ・特に価格の上昇局面においては、過去の調査の平均値を用いて積算される予定価格の上限拘束性が問題になりやすいのではないか。
- ・ダンピング受注により、下請や労働者にしわ寄せを及ぼしたり、赤字受注となっているのであれば、調査している取引の実例価格は、正常の市場取引を反映したものとは言えない面があるのではないか。



御議論いただきたい事項

○ 実勢価格をよりの確に反映した予定価格を設定するための実効性ある方策について

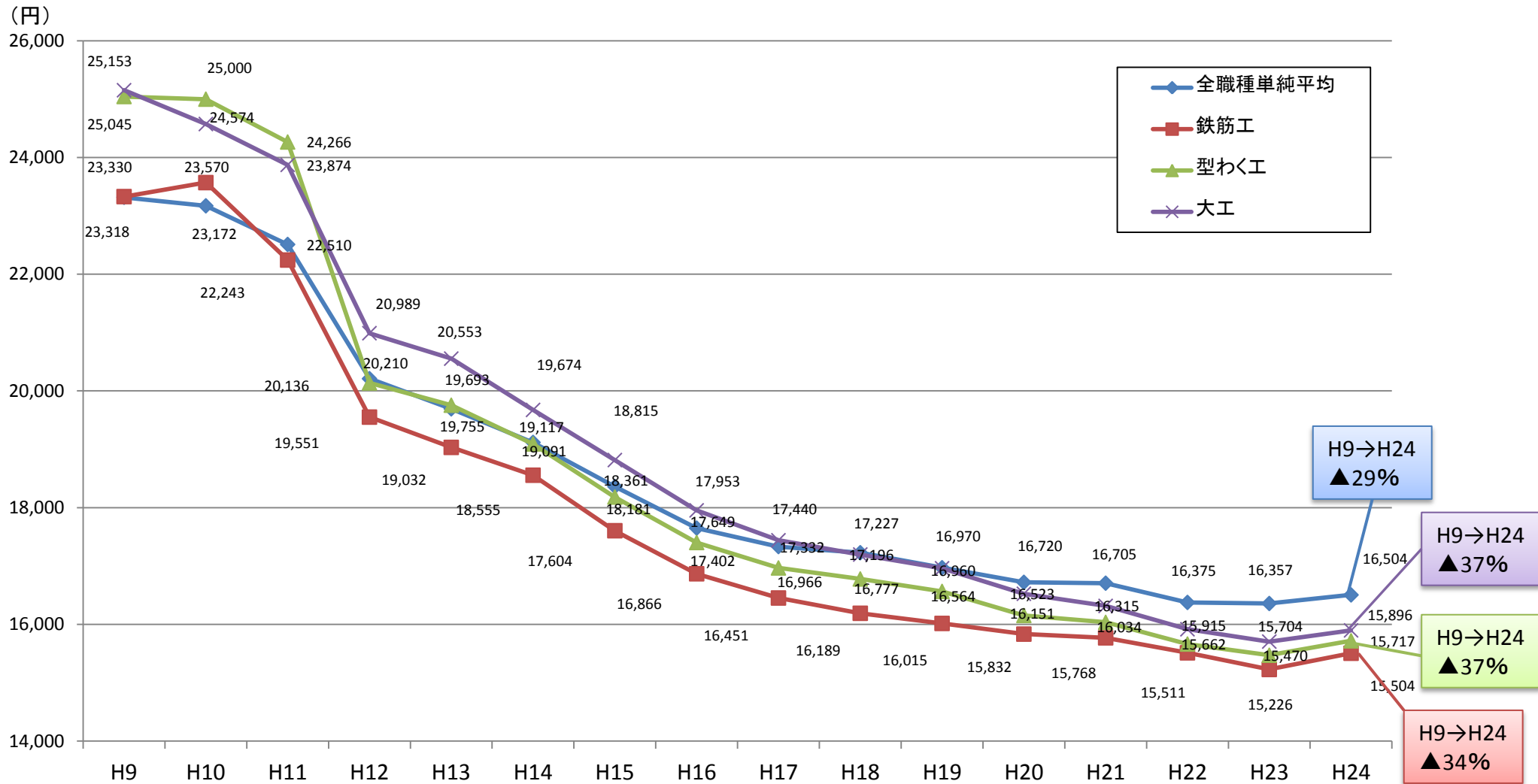
○ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)

(予定価格の決定方法)

第八十条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。(以下略)

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

○ 公共工事設計労務単価は、全体として低下傾向にある。



出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」

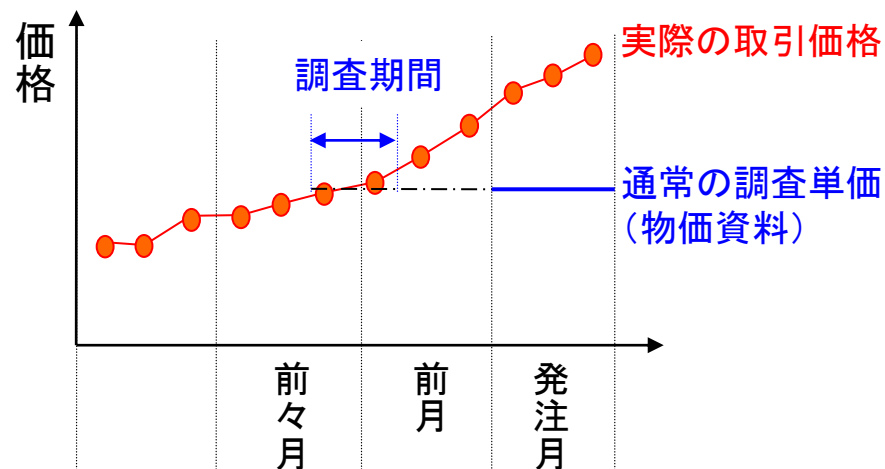
○ 被災地における取組

- ① 通常年一回の労務費調査を不断に実施し、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定(本年2月と6月に改定)
- ② 労務・資材価格が急騰した場合等において、見積もりを積極的に活用して積算
- ③ 労働者や資材の調達方法の変更に伴う設計変更の活用

○ 資材価格・労務費等の高騰が著しい場合の見積方式による予定価格への適切な反映

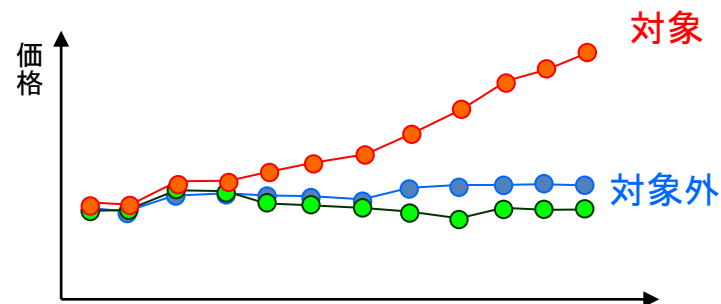
価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

- ◆ 価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積りを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

- ◆ 被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積り調査を実施。



- ◆ 見積り調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

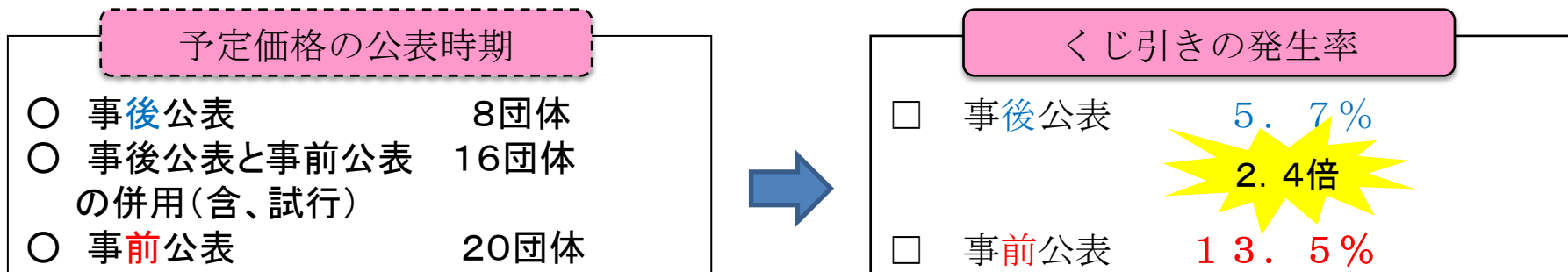
※労務費については、概ね3ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

参考 地方公共団体における予定価格の公表時期について

① 地方公共団体における予定価格の公表時期の状況(平成23年9月1日現在)

	都道府県	政令市	市町村
事後公表のみ	13団体	4団体	510団体
併用	16団体	9団体	216団体
事前公表のみ	18団体(38%)	6団体(32%)	775団体(52%)

② 予定価格の事前公表とくじ引き発生率(都道府県・平成21年度)



③ 岡山県における予定価格の公表時期の見直しの経緯

平成10年7月 事後公表(全ての工事)

※職員に対して予定価格漏洩の働きかけが発生

平成12年4月 事前公表(一部の工事を対象に試行)

平成14年6月 事前公表(全ての工事)

※職員に対するコンプライアンスを徹底

※見積もりをしない業者の排除の必要性

平成20年4月 事後公表(全ての工事)